

令和6年度社会福祉法人熱海市社会 事業計画

「あったまる熱海（あったかい+まるごと）」を基本理念とする第5次地域福祉活動計画に従って、地域住民・関係諸団体並びに熱海市の理解と協力を仰ぎ、以下の事業に取り組みます。

基本目標Ⅰ（大柱）

1. お互いさまから始まる思いやりのところ・ひとづくり。

（1）思いやりのところづくり（中柱）

【施策の方向性】

優しい気持ちや相手への気遣いといった「福祉意識」の礎を引き継ぐべき、「思いやりのところ」が確かに息づく風土を目指し、やさしさの醸成を図っていきます。

具体施策（小柱）

① 地域福祉を支える意識の醸成です。

〈事業内容〉

1. 社協だよりの発行

○年2回発行。会員である市民に対して、地域情報と共にわかりやすい福祉情報を発信し社会福祉協議会の理解を深めていただきます。

2. ホームページの充実

○ICT（情報通信技術）に応じた見やすいホームページにしていくとともに多くの人に福祉に関心をもってもらえるよう情報発信していきます。

3. 福祉教育の推進

○福祉人材に携わる人材を育成することを目的に、関係機関・団体と協力し推進していきます。また、学校教育課と連携を図り、福祉の理解を深めるボランティア体験などを推進し福祉意識を醸成していきます。

② お互いを知る機会の拡充です。

〈事業内容〉

1. 福祉まつりの開催（実行委員会主催）

○みんなが集い、つながりあい、お互いの理解を深め合う楽しい福祉まつりを開催します。

2. 社会福祉大会の開催

- 地域共生社会を推進するため、市と共催で地域福祉などに貢献された功労者を称え、顕彰します。

(2) 地域福祉を担うひとづくり（中柱）

【施策の方向性】

幅広い世代の人々に地域福祉を知ってもらい、関心を高め、福祉人材の育成に努めていきます。

具体施策（小柱）

- ① 「つながり」を生む人材の育成です。

〈事業内容〉

1. ボランティア講座の開催・スキルアップに向けた支援

- 世代を問わずボランティア講座を開催し、地域の担い手の発掘と育成に努めます。また、現在ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。

基本目標Ⅱ（大柱）

2. 共に生きる地域づくり

（1）地域活動への参加・交流の支援（中柱）

【施策の方向性】

地域活動への参加のきっかけづくりや、人と人、人と地域をつなげるしくみづくりを推進します。また、世代ごとにつくられてきた居場所について、世代や分野を超えた地域活動が広がるよう情報共有や活動の調整などのネットワーク化の環境を整えます。

具体施策（小柱）

① 「つながり」を生むためのきっかけづくりです。

〈事業内容〉

1. ボランティア、NPO 参加のきっかけづくり

○活動に関心を持った人が第一歩を踏み出せるよう、講座や体験の場を充実させます。また、やってみたい！とやってほしい！ひとたちのマッチングを行います。

2. 老人クラブ参加へのきっかけづくり

○老人クラブの事務局として、新たな部会づくりへの協力、老人クラブの魅力づくりと、参加につながる情報発信を支援します。

3. 地域活動拠点の充実

○市民の身近な場所に、多様な地域サロンが充実するように設置支援を行い、孤独感の解消や介護予防、健康維持を推進し高齢者の交流の場となるように支援します。

（2）多様な主体による地域活動の促進（中柱）

【施策の方向性】

市民、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア、事業者等、多様な主体による地域活動を支援するとともに、その連携を強化し地域の底力を高めていきます。

具体施策（小柱）

① 町内会・ボランティア・NPO などによる地域活動の推進です。

〈事業内容〉

1. 生活支援体制整備事業の推進

共に助け合い支え合う地域づくりを推進していくために。

○生活支援サービス提供体制の構築を支援する講座を開催します。

- 市民を対象とした地域における支え合い体制の構築に向けた啓発講演会を開催します。
- 協議体による会議を開催します。
- サロン・居場所・有償ボランティア等の活動や立ち上げを支援するとともに、課題や要望を吸い上げます。
- 他に、町内会やボランティア、高齢者相談センターなどと協力し地域の課題を多方向から持ち寄り、解決に向けた支援策をみんなで導き出し、地域で支え合う風土の醸成と体制の整備を進めます。

2. 有償ボランティア「こつこつ」の拡充

- 「こつこつ」を広く周知し、人と人をつなげることで、地域で支え合う関係の広がりを促進します。また、住民の自立を促します。

②企業などによる地域貢献活動と連携強化です。

〈事業内容〉

1. 企業の地域コミュニティへの参加支援

- 企業が地域活動に参加することにより、地域づくりの一端を担うことができるよう支援いたします。

2. 地域内雇用の促進

- 障がいのある人を含めた地域内雇用について、企業に対して啓発を行うとともに、地域内での就労が可能となるように就労支援事業所との連携を行い支援します。

3. フードバンク事業への協力

- フードバンク事業の周知を図ります。また、企業などに賞味期限に余裕がある未利用食品（防災備蓄品など）などの提供依頼を行います。

③社会福祉法人の公益的取り組みの推進です。

〈事業内容〉

1. 法人のネットワーク化による取組

- 法人のネットワーク化の取組みを進めます。各法人が地域の課題を共有し、協働により地域貢献活動事業を推進します。

- セーフティネットワーク支援事業について、法人間での協力体制が図れるように調査研究を進めます。（新規事業 135 千円）

○法人後見受任体制支援事業（新規事業 100 千円）

- 「社会福祉法人」が法人として後見受任のできる体制を整備について、

成年後見制度への需要や方策について、先進地への視察や法人間での勉強会を開催していきます。

④災害時に備えた地域の連携

○市などの関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置、運営に取り組みます。また、災害ボランティアの育成に努めます。

○伊豆山ささえ逢センター継続

引続き伊豆山土石流災害で被災された方や地域に対して、元伊豆山農協の建物を借上げ、1階部分を倉庫として、2階部分を地域の方の交流の場として活用していきます。

基本目標Ⅲ （大柱）

3. みんなにやさしいしくみづくり

（1）包括的に受け止める仕組み（中柱）

【施策の方向性】

既存の制度やサービスの充実に加え、分野を横断した相談体制の構築や、地域の社会資源などを活用した支援、多様な地域活動が生まれやすいよう環境を整備する支援などを一体的に実施し、地域全体で福祉を支えられる仕組みづくりを目指します。

具体施策（小柱）

① 重層的支援体制整備事業の推進です。

〈事業内容〉

1. 包括的支援相談事業

○既存の相談支援機関が連携し、相談者の属性や相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制を整備します。

2. 多機関協働事業

○複雑化・複合化した相談について、さまざまな支援機関が連携できるようにコーディネートします。

3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

○必要な支援が届いていない人に支援のきっかけをつくります。

4. 参加支援事業

○地域のさまざまな社会資源を活用し、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援をお行います。

5. 地域づくり支援

○地域における多世代の交流の場づくり、人と人、人と居場所をつなぎ合わせる地域づくりのコーディネートを行います。

②福祉サービスの提供体制や質の充実です。

〈事業内容〉

1. 福祉サービスの見える化

○パンフレット作製など受けられる福祉サービスの見えるかに取り組みます。

2. スキルアップの支援

○多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、各種研修などの支援を行います。

(2) 自立につなぐセーフティネットの整備 (中柱)

【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大にともない、失業などによる生活困窮世帯が増加しています。ひきこもりの若者や配偶者からの暴力被害といったさまざまな問題が懸念され、問題も複雑化しています。そのような人を対象に生活を支えるセーフティネットを構築していきます。

具体施策 (小柱)

①生活困窮者の自立支援対策の充実

〈事業内容〉

1. 自立相談支援

○自立に向けて問題解決を目指します。必要に応じて就労準備支援事業や住居確保給付金、家計改善事業、一時生活支援事業などの関連事業につなぎます。
(いずれも社会福祉協議会事業)

②社会的孤立の防止

〈事業内容〉

1. 地域の見守り体制の確保

○「高齢者等地域見守りネットワーク推進事業」との連携を図り、生活困窮者や8050問題、ひきこもりなど複合課題にも対応できるようにします。

2. ひきこもり・生きづらさへの支援

○個々の状況に合わせて一緒に考え、寄り添った支援を行います。

③デジタルデバイト（情報格差）の解消

〈事業内容〉

1. デジタルデバイト（情報格差）の解消

- スマートフォンによる情報共有や Zoom など Web 会議システムの初歩的な使い方を支援します。

（3）権利擁護の推進（中柱）

【施策の方向性】

市民・市・社会福祉協議会、関係機関が相互に連携し、支援が必要は人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進めます。

具体施策（小柱）

①成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

〈事業内容〉

1. 権利擁護支援の体制整備

- 成年後見センター運営を強化し、権利擁護体制の整備をおこないます。

2. 地域連携ネットワーク

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。

役割として

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備など

3. 中核機関の整備・運営

- 中核機関として地域連携ネットワークのコーディネートを担います。

4. 成年後見制度利用促進機能の充実

- 市民後見人養成講座を開催し、修了者は支援員として実務経験を積んでいただき、市民後見人を育成します。また市民後見人監督業務と適切な活動のための支援体制を整えます。

5. 協議会の具体化

- 専門職団体や関係機関団体が協力し、本人や後見人等を支える体制の土台となる合議体を設置します。

②日常生活自立支援事業の促進

〈事業内容〉

1. 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービス利用に関する「利用申込みや利用料の支払い」「相談や情報の提供」などの援助を行います。

2. 日常的金銭管理サービス

○日常の生活費や公共料金、医療費や税金などの支払いの援助を行います。

3. 書類等の預かりサービス

○年金証書、実印、銀行印、定期預金証書などの貴重品を「預かり書」を作成し、貸金庫に保管をします。

介護サービス室

住み慣れた地域や自宅で生活ができるように、利用者の自立を目指し、悪化防止に心がけ、各機関との連携を取りながら計画的に支援を行います。

I. 居宅介護支援事業

(1) 介護支援

利用者や家族の希望に沿った居宅サービス計画を作成します。作成に当たり各専門職の意見を反映し、各機関と連携を図りながら支援を行います。

- ・介護支援専門員、一人当たり稼働率 95%を目標にします。
- ・地域共生社会へ向け、関係各機関との連携を強化します。

(2) 予防支援・総合事業

高齢者相談センターからの委託により、要支援者・事業対象者等の、介護予防支援計画も、自立支援の沿った計画を作成します。

(3) 要介護認定調査

各保険者からの委託を受け、適正な調査を行います。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ケアマネ人数 (人)	4	4	4	3
要介護者担当件数	1,338	1,678	1,662	1,620
収入額 (千円単位)	20,814	26,735	29,310	24,300
要支援者担当件数	296	382	266	180
収入額 (千円単位)	1,272	1,642	1,143	792
認定調査担当件数	149	289	265	180
収入額 (千円単位)	656	1,275	1,169	792

II. 訪問介護事業 (障害含む)

- ・利用者の増加を目指します。
- ・各種研修 (外部・内部) への参加を行い、職員の質の向上を目指します。
- ・職員の増員 (登録ヘルパー) を図ります。
- ・地域共生社会へ向け、関係機関との連携を強化します。

(介護保険)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
総合事業利用延べ人数	577	766	602	648
要介護者利用延べ人数	3,204	2,790	2,810	2,934
収入額 (単位 円)	14,877,535	14,459,983	18,805,000	19,772,000

(障害者総合)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用延べ人数	566	687	523	540
収入額 (単位 円)	2,766,860	3,287,527	2,998,000	4,946,000